

JPCA NEWS

公益社団法人日本写真家協会(JPS)

公益社団法人日本広告写真家協会(APA)

一般社団法人日本写真文化協会(文協)

日本肖像写真家協会(日肖像)

一般社団法人日本写真作家協会(JPA)

全日本写真連盟(全日写連)

一般社団法人日本スポーツプレス協会(AJPS)

日本自然科学写真協会(SSP)

日本風景写真協会(JNP)

公益社団法人日本写真協会(PSJ)

正会員団体 ■ 10団体



「眠る老人」
写真:熊沢弘明(伊勢丹写真室)

CONTENTS

Vol. 7
2016年2月

目次

巻頭言 全日本写真連盟 会長 田沼武能 2

最新ニュース (株)ピクトリコが著作権セミナーを開催 3

スペシャルレポート5 著作者の泣き寝入りに終止符 4

シリーズ© 著作物を上手に使う 6

巻頭言

全日本写真連盟
会長 田沼 武能



全日本写真連盟の誕生は古く、1926年です。フランスの発明家ニセフォール・ニエプスが写真術を発明したのが1825年。その100年後に「ニエプス写真発明百年記念祭」が朝日新聞によって開かれました。当時は、アマチュア写真界と積極的に関与していた朝日新聞社は、樺太・朝鮮・台湾までを含む約420の写真団体が連合機関として全関西写真連盟を設立、翌年全関東写真連盟を設立しました。1926年、二つの団体を合併し、全日本写真連盟が発足しました。「アサヒカメラ」は連盟を支援するメディアとして創刊しました。ですから連盟もアサヒカメラも今年は創立90年の記念すべき年です。以前、会長は朝日新聞社の社長でしたが、実動可能な者を会長に、新聞社の社長は名誉会長に推挙することが決まり、2001年、会長に私、田沼武能が選ばれました。

全日本写真連盟は全国に約700支部を持つ14,000人の会員の団体です。今年は90周年を記念して支部対抗の写真コンテストと90周年記念全日本フォトグランプリを企画しており、グランプリにはなんと100万円の賞金がついています。会員になって応募して下さい。



全日本写真連盟

代表者 » 会長・田沼武能 理事長・橋本仁(朝日新聞社ゼネラルマネジャー兼報道局長)

設立年 » 1926年

会員数 » 1万4000人

所在地 » 連盟総本部・関東本部 〒104-8011 東京都中央区築地5-3-2 朝日新聞社 電話03-5540-7413
関西本部 〒530-8211 大阪市北区中之島2-3-18 朝日新聞大阪本社 電話06-6201-8006
中部本部 〒460-8488 名古屋市中区栄1-3-3 朝日新聞名古屋本社 電話052-221-0304
西部本部 〒803-0812 北九州市小倉北区室町1-1-1 朝日新聞西部本社 電話093-563-1240

e-mail » ajaps@photo-asahi.com

URL » <http://www.photo-asahi.com/>

※現在開催中、開催予定の主な主催写真コンテストの募集期間

第33回「日本の自然」写真コンテスト 2016年1月5日(火)～3月31日(木)

創立90周年記念全日本写真連盟支部対抗戦 2016年3月1日(火)～5月31日(火)

創立90周年記念全日本フォトグランプリ 2016年6月1日(水)～8月31日(水)

稚内から沖縄まで全国に700支部があり、写真愛好家たちが「撮る」「みる」「学ぶ」ことを中心に、地域に根ざした写真活動をしています。本部組織としては、各種コンテストに力を入れており、国際規模のものから、各都道府県(名称は地方本部)主催のものを含めると、その数は300に達します。撮って楽しむことに熱心な多くの写真愛好家にとって「著作権」は、未知の分野です。近年のある種爆発的なメディアの拡大、ボーダレス化についての知識、認識は不足しがちです。便利至上主義の「コピー」文化が、実は最初にそれを制作、考案した人の権利を侵すことにつながったり、そうした上前をはねるような行為が結果的に文化の衰退につながったりすることに、多くの人は無頓着です。一枚の写真そのものに、プロかアマかは関係がありません。組織として、昨今のメディア状況や企業戦略を踏まえて、会員の皆さんに著作権の認識を深めていただくよう広報活動に力を入れていきたいと考えています。

(株)ピクトリコが著作権セミナーを開催!

2015年師走、12月5日(土)東京墨田区両国シティコアで開かれたデジタル時代の著作権セミナー「グレーゾーンを勉強しよう」が開催されました。

日頃、著作権についてのセミナーは著作者団体の主催が多い中、今回のセミナーを主催したのは、インクジェットの特性を活かした用紙をはじめ、製版システムや校正用プルーフ用紙などの商品を提供している、写真用品メーカー株式会社ピクトリコであるのに少々驚きを感じました。

今回のセミナーを担当の株式会社ピクトリコ営業グループ主任山本真也氏は、「作品販売のためのプリント作成や自身の作品制作目的でデジタルプリント出力を行う、多くの写真家さんたちと話していると、どうしても「写真の著作権」についてのことやその疑問が話題になり、それならその疑問に答えようと、今回の著作権セミナーを開催することになりました」

講師は、骨董通り法律事務所の桑野雄一郎弁護士とWeb Magazine「SHOOTING」編集長で株式会社ツナガリ代表の坂田大介氏とパネルディスカッション形式で、第一部写真作品向けの著作権セミナー、第二部広告写真、デザイン向け著作権セミナーが写真家を中心に約50名の参加者で行われました。

第一部の「著作権と肖像権の基礎知識」では、基本的観点から「著作権や肖像権とはなにか」「撮る人撮られる人」「風景、建築物や看板に著作権はあるのか」などそれぞれ「グレーゾーン」とされている事項を丁寧に判りやすく解説がありました。

第二部では「著作物の範囲について」、「複製権・翻案権侵害の要件」、「どこまでをクローズドなのか」、語句の意味・範囲と解釈などから最近起こった著作権ト



ラブルの事例解説がありました。特に昨年話題になった「2020年東京オリンピックの公式エンブレム」問題の複製権、翻案権についての事柄を基本的な観点から、桑野弁護士自身の判断も入れながらの講演でした。

その他、様々な判例をあげて解説する桑野弁護士の講演に対し、坂田氏が質問や疑問を投げかけるパネルディスカッション形式のセミナーでした。

聴講者も真剣にメモを取りながら聞き入っていました。特に、「グレーゾーン」という曖昧な部分に対しては、知識を得たいという気持ちが現れているように思えました。

昨今の写真家達は、著作権や肖像権に対する知識について以前と違い、自身が写真撮影することで生じる権利としての理解が高まっていることは否めません。

しかし、知識としての著作権を理解できても、仕事では事前に話し合われていないために、二次使用、Webや他の媒体に流用するなど写真の使用方法に関する対応に苦慮していることがよく話題になります。桑野弁護士も講演中に幾度となく「発注先も依頼される側も気持ちよく仕事をするためには、「契約書」や「覚書」などを交わすことが重要です」と述べています。



骨董通り法律事務所 弁護士
島根大学法科大学院教授 桑野雄一郎



Web Magazine「SHOOTING」編集長
株式会社ツナガリ 代表 坂田大作

■写真撮影の契約等についての参考サイト

1. 文化庁公式サイト 著作権
(<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/>)
2. 公益社団法人日本写真家協会 「契約マニュアル」
(<http://www.jps.gr.jp/rights/contract.html>)
3. 公益社団法人日本広告写真家協会
「著作権レポートvol.05/業務委託基本契約書の解説—p6～p8」
(<http://www.apa-japan.com/download/pdf/APA-report05.pdf>)

写真:岡野 一之 HJPI320200000962

著作者の泣き寝入りに終止符!

— 野間弁護士に聞く —

著作権にまつわるトラブルには法律と裁判が必ずついて回る。特に裁判となると費用の面もさることながら、被害にあった証拠を提出することから始まり様々なハードルをクリアすることが大きな負担となる。

この立証が困難なために訴訟を断念するケースも少なくないし、それが不法行為が蔓延る温床にもなりかねない。

しかし昨年、一つの訴訟で画期的な判決が出た。今回はこの事件を担当した三宅坂総合法律事務所の野間自子弁護士に訴訟の経緯と今判決の今後に及ぼす効果について聞いた。



三宅坂法律事務所
弁護士 野間自子

写真:足立 寛 HJPI320100000050

判例とは?

まずは「判例」について知らねばならないだろう。

「裁判所の判断である判決に至る考え方は、その後の類似の事件でも同様の考え方が適用されるということです」今回は東京地方裁判所の知財事件を専門に扱う部署での判断で、上級の裁判所が新たな判断をしない限り原則として今後全国の裁判所での判断の基準となりうるといふ。

しかし大きな企業が相手方を訴えた裁判であり、個々の写真家には関係ないのではないかとという誤解が多いのも事実である。この点について野間弁護士は「全く関係ないです。今回の訴訟には写真家個人も原告として参加しています」と語る。

事件の概要

今回のケースは、大阪の弁護士法人(以下「被告」)がアマナイメージズ(以下「原告」)の管理する写真6点を無断でネット上からダウンロードして、自社のホームページ上で公開したというもの。無断使用を発見した原告が使用の中止と料金の支払いを求めたが、被告は「問題の写真はフリーサイトからコピーしたもので、使用を中止したのだから料金の支払いには応じない」と回答した。これは著作権侵害ではよく見られる反応だという。

この場合、従来は被害を受けた原告が写真の入手経路を厳密に立証する必要があった。これは極めて難しいことなのは論を待たないし、ここがネックとなって裁判も起こせず「泣き寝入り」の状態が続いていた。

採算度外視の訴訟を決断

通常のビジネスの観点から見ると、損害賠償の金額が30万円弱と、仮に勝訴しても結果は赤字になることが明らかにも関わらず提訴することは考えにくい。何が狙いだったのか?

「侵害された側がその写真の入手経路まで立証することは難しく、事実上何も請求できないという事態になります。そこで原告としては裁判による判断を得て、どこまで立証すれば良いのかを明確にするために意図的に起こした裁判です」

業界全体のためにも、今までの不明朗な状態を改善することに価値を見出した判断が今回の提訴の狙いと言えるだろう。

「被告が弁護士法人ということもあり、お互いに専門家として、きちんとした主張と立証がなされた上で判決を得ることができるだろうと考えて今回提訴に踏み切りました」まさに正面からのがっすり四つを挑んだ形である。

裁判所の判断

通常の裁判と同じく、何回もの書類の応酬を経て明らかになった争点は別表を参照いただきたい。

双方の主張に対して東京地裁民事第29部は原告の主張をほぼ認め、損害賠償を命じる判決を出した。被告側は控訴していない。

判決の中には原告、そして著作者にとって最も大きい判断がいくつもある。中でも権利の所在が不明確な写真を使用することについて

「本件掲載行為によって著作権等の侵害を惹起する可能性があることを十分認識しながら、あえて本件写真を複製し、これを送信可能化し、その際、著作者の氏名を表示しなかったものと推測するのが相当であって、本件各写真の著作権の侵害につき、単なる過失にとどまらず、少なくとも未必の故意があったと認めるのが相当」

「本件写真をフリーサイトから入手したものだとしても、識別情報や権利関係の不明な著作物の利用を控えるべきことは、著作権を侵害する可能性がある以上当然であるし、警告を受けて削除しただけで、直ちに責任を免れると解すべき理由もない」(判決文)

とした点だろう。従来の「権利関係がわからないフリー素材だと思った」「指摘されて削除したのだから過失責任はない」などの主張が全面的に排除されたのである。この点については野間弁護士も「過失は当然認められるとは思いましたが、「悪質」という意味合いをもつ未必の故意が認められたのは裁判所の踏み込んだ判断が得られたと思います」と振り返る。

写真に著作権者などの識別情報が含まれていない場合も、それを理由に被告の責任が軽減されることがないと明示した部分も大きい。従来いわゆるメタデータに情報を挿入しても、別形式で保存しなせば情報が失われてしまうという問題が取り沙汰されていたが、今回の判決

でその危惧は回避できる見通しが立ったとも言える。

さらにネットから入手した写真を使用するには必ず「複製」が必要であり、これも著作権の侵害であると明確にした点や、本来氏名表示をしないで販売される写真であっても、無断使用などの場合には(当然氏名は表示されないだろう)氏名表示権の侵害も認めた部分も重要な判断である。氏名表示は写真家としての名誉の部分でもあり、大いに喜ぶべきことである。

本判決の本当の価値

我々写真家はこの判決を今後どう活かしていくべきなのか? 重ねて言うが、単に訴訟を起こしても現状では金銭的に得るものは期待できない。全面勝訴と言ってもいい今回の判決だが、前述した通り損害賠償という点では訴訟費用が賠償額を上回る「赤字勝訴」だ。この判例を写真を取り巻く多くの人々が知り、「鍵がかかっていないから拝借した」の如き安易な違法行為を戒めることこそが写真界を含む業界全体の利益となるように共有することは大きな意義のあることだろう。損を承知で訴訟に臨み、写真家にとって大きな勝利を勝ち取ったアマナイメーجز始め原告写真家諸兄と野間弁護士に敬意を表したい。

原告の主張

- A 被告は必要な権利者の許諾を得る義務を怠った。
- B 原告のサイトでは画像コピーの際に「料金が発生する」旨の注意が表示され、他への掲載はありえない。
- C 被告はフリーサイトから写真を入手したが、原告のサイトが「YAHOO!」等から得た蓋然性が高く、故意または重大な過失がある。

- a 著作権(複製権、公衆送信権)の侵害
- b 独占的利用権の侵害
- c 営業権の侵害
- d 著作人人格権の侵害

→ abcについて損害賠償を、dについて慰謝料を求める。

被告の抗弁

- 1 写真はフリーサイトから入手して、権利処理が不要と誤信。
→ 指摘を受けて削除しており、故意はない。
- 2 本件写真には「識別情報」がなく、権利処理が非常に困難。
→ すべての権利を調査することは不可能で、憲法の「表現の自由」に反する。
- 3 公衆送信権のみの侵害で、複製権を侵害していない。
経済的利益は侵害したが、人格権は侵害していない。
- 4 → 写真家は氏名非表示でも使用を認めているのだから、氏名表示権の侵害には当たらない。
- 5 原告が求める使用料金は他者よりも高額であるし、識別情報がないのは原告の過失である。
→ 過失の相殺を求める。

裁判所の判断

- 1 → × 本件掲載行為によって著作権を侵害する可能性を十分認識しながら、あえて写真を複製し、送信可能化し、著作者の氏名を表示しなかったと推測するのが相当。単なる過失にとどまらず、未必の故意があったと認めるのが相当。
- 2 → × 仮にフリーサイトから入手したとしても、権利関係の不明な著作物の利用は控えるべきことは当然で、警告を受けて削除しただけでは直ちに責任を免れない。
- 3 → × 本件写真を複製せずに掲載することは不可能であり、複製されたことは明らか。
- 4 → × 著作者は違法に利用される場合にまで氏名の表示の省略を承諾していたとは認められない。
- 5 → × 原告の使用料金は特に高額のものとは認められない。写真の管理について、原告に過失があるとは言えない。
- C → × 営業権について、独占的利用権とは別個の法的保護に値する利益が侵害されたとは認められない。

SERIES

シリーズ ㉔ 著作物を上手に使う！ 著作権との上手な付き合い方①

「著作物」「著作権」という言葉からこういったイメージを抱くでしょうか？ 昨今のパクリ騒動などから「うかつに触ると危険なもの」「面倒くさいもの」という印象を持つ方が多いことと思います。何しろ法律で定められているものだし、企業のコンプライアンスも様々な場面で取り沙汰されています。しかし著作権法は著作者の権利の保護を図ることと共に、「文化の発展に寄与することを目的とする」と定めてもいるのです。

とにかく「アレはダメ、コレはダメ」と規制ばかりが話題に上る著作権ですが、全てが赤信号で止められているわけではありません。そこで今回からはシリーズとして複数回にわたり著作権の「青信号」として、著作権との上手な付き合い方をご紹介しますと思います。本誌編集委員がそれぞれの専門分野からテーマごとにご紹介します。今回は営業写真館と、風景写真にまつわるよくあるご質問にお答えします。

営業写真館の著作権

プロとしてお客様のために日頃から様々な工夫をして撮影をしています。

営業写真館の著作権について、考えてみましょう。

Question	Answer
スタジオで家族写真としてお子さんと有名キャラクターのぬいぐるみを一緒に撮ることがありますが、法的に問題はないでしょうか？	これは著作権ではなく、主に商標権などの問題と言えるでしょう。家族写真であれば、法律でいう「私的利用」の範疇に含まれますので、撮影すること自体には著作権法上の問題はありません。著作権法の改正で、他者の著作物が写真の中に入るいわゆる「写り込み」の制限が緩和されました。家族写真の場合には主たる被写体は当然人物でしょうから、他者の著作物がその中に入ることは問題ないと言えるでしょう。 ただし、キャラクター商品はそれ自体に「商標権」や「意匠権」を持っています。そのプリントを写真館のショウウィンドウに飾ったり、チラシやホームページ等に使用することは不正競争防止法に触れる可能性もあり、控えるべきです。

Question	Answer
フォトアルバム制作をしています。最近いろいろなアルバムサンプルで、ポップスなどの楽譜や歌詞が台紙的に使われているのを見かけます。歌詞や楽譜を勝手に使用しても良いのでしょうか？	音楽の楽譜や歌詞は演奏されなくてもそれ自体に著作権があります。したがって、最新のポップスなどを許諾なしに利用することはできません。 しかし、著作権の保護期間が終わったものについてはなんの制約もありません。保護期間は著作者（この場合、作詞・作曲者）の死後50年で終わりますので、それらの作品を利用するのが賢明です。 これらの保護期間が終了した作品群は「パブリックドメイン」と呼ばれ、公共の文化的財産として扱われます。

風景写真の著作権

昨今、アマチュア写真愛好家の作品も含めて、雑誌や写真集には自然風景写真が多く掲載されています。

稀に「あれ??どこかで似たような写真が…?」と思うことがあります。

続いて、風景写真の著作権について、考えてみたいと思います。

Question

日本の風景を代表する富士山の写真は、特に同じような写真が多く掲載されているようですが、これらの作品は他者の著作権を侵害しているのでしょうか?

Answer

誰でも行くことができる場所で、カメラを構えて富士山の風景写真を撮影することには、何の制限もありませんし、法にも触れません。(立ち入り禁止区域や撮影禁止区域に立ち入ったりして、撮影した場合は別ですが)
たとえ、別の写真家が先に発表した写真作品と構図が似た写真を発表したとしても著作権の侵害にはなりません。
これは、2011年5月の知財高裁の判決によるものです。ある写真家が廃墟を撮影して発表した後に、別の写真家が同じ廃墟を撮影し書籍を出版した事件です。判決では「被写体が同じで構図が似ていても、写真の表現上の本質的特徴と言える撮影時期や角度、色合いが異なっている」ので著作権侵害には当たらないとしました。また、裁判所は「撮影者が意図的に被写体を配置したり、撮影対象物を自ら付加したり」した写真ならば、そこに創作性が発揮される余地があるとしましたが、この事件の写真ではこれらの行為がされたわけではないとしました。

Question

有名な撮影スポットでは、数人～数十人が並んで撮影をしています。これらの方々がそれぞれ別に作品を発表した場合、お互いに著作権侵害になってしまうのでは?

Answer

過去の裁判所の判例の中で「写真被写体が自然物の場合、誰が撮影しても類似の結果が出る可能性が大きく、制限された範囲内で著作権を認めなければならない」としているように、風景写真は類似の作品が多数生まれることが当然であると予想されるジャンルの写真なので、そこまで侵害とするのは無理があると判断されているようです。
一般的に風景写真のように公共空間で撮影する被写体は、撮影者の意思で位置を動かしたりできないし、被写体に当たる光の強さや方向も変えられません。風景写真は、写真家の目の前の風景をあるがままに撮影するのが基本ですから、その写真の著作権は範囲が狭いことが理解できると思います。
「この場所は俺が見つけて先に作品を発表したから、他の誰かがここで撮影したら権利侵害だ」「誰かの隣で撮影した写真だから、この写真に著作権はない」という理屈は通らないということです。しかし、写真コンクールなどでは類似した作品が出品されても入賞の可能性は低いのも当然と言えるでしょう。
当然のことですが、大切なのは作者のオリジナリティということです。法律もそう言っています。
そうして考えてみると、たとえ同じ場所であっても、後発の写真家が創作性を存分に発揮して、新たな作品を生み出す余地がまだまだあるということにもなります。みなさん、頑張りましょう。

JPCA共催事業の成果報告 『著作権関連記事&連載「著作権研究」一覧』



この度JPCAは、正会員団体の著作権事業を支援する活動の一つとして、JPSが企画した『著作権関連記事&連載「著作権研究」一覧』をJPCA共催事業と位置け、その発刊を援助した。

これは、日本写真家協会(JPS)発行の会報誌(年3回発行、通巻160号)内で取り上げられてきた著作権関連記事を集大成した冊子である。(公社)日本写真家協会は創立(1950年)以降、写真著作権の「保護期間の延長」や「嘱託肖像」「挿入写真」など他分野との差異を正すための法改正運動の展開などを行ってきた。その足跡と歴史的な事実を一冊にまとめ、判りやすく解説した資料的価値は高く、著作権啓発に活用できる貴重な記録誌となっている。

「第五福竜丸」 写真:熊切圭介
HUPI320100000563

イベント情報

公益社団法人日本写真家協会 創立65周年記念写真展 『日本の海岸線をゆくー日本人と海の文化』

東京展

会 期: 2016年3月1日(火)~3月13日(日)

会 場: 東京芸術劇場 5階 ギャラリー1・ギャラリー2

開館時間: 10:00~20:00(入館は閉館の30分前まで)会期中休館日なし

観 覧 料: 一般 800円/学生・65歳以上 500円



「もぐり船出港」 写真:中村征夫 HUPI320100001145

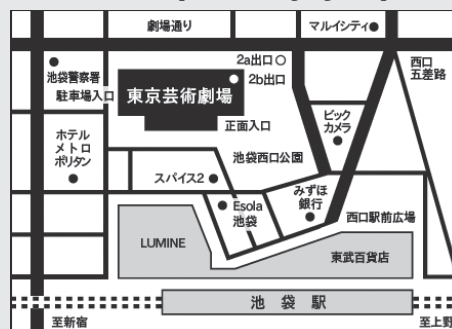
東京芸術劇場

〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-8-1

TEL:03-5391-2111(代) FAX:03-5391-2215

<受付時間>9:00~22:00(休館日を除く)

ホームページ: <http://www.geigeki.jp>



JCIIフォトサロン 写真展のご案内

大西みつぐ作品展

『WONDER LAND 1980~1989』

期 間: 2016年3月1日(火)~3月27日(日)まで

生まれ育った下町やその周辺のスナップショットを続けている大西氏が、1980年代の下町に暮らす人々の姿や日常の情景をとらえた作品約65点(全てモノクロ)を展示。

関連企画: 「大西みつぐトークショー」

3月21日(月・祝) 13:00~15:00

JCIIビル6階会議室/300円

申込必須: TEL:03-3261-0300(定員になり次第締切)

半蔵門JCIIフォトサロン

開館時間: 10:00~17:00/入館無料

月曜休館(祝・祭日の場合は開館)

所 在 地: 東京都千代田区一番町25番地 JCIIビル1階

TEL:03-3261-0300

アクセス: 東京メトロ半蔵門線

半蔵門駅下車4番出入口より徒歩1分